

出雲市民設民営児童クラブ事業実施事業者
募集要項（第2回）

出雲市子ども未来部子ども政策課

令和8年9月

1 募集の目的

出雲市では、地域の方が主体となって組織する運営委員会への委託により41か所の公設児童クラブを運営しているほか、9か所の民設児童クラブに対する運営費及び施設整備費の補助により、児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）を実施しています。

児童クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

出雲市の児童数は年々減少しているものの、核家族世帯や共働き家族の増加等により、児童クラブの入会児童数は年々増加するとともに、一部の校区では未決定も生じており、受入枠拡大が喫緊の課題となっています。

こうした中、出雲市では、法人等を対象とした施設整備及び運営に対する補助制度（以下「補助制度」という。）により、法人等の児童クラブ運営への参入を促進し、受入枠の拡大を図っています。

このたび、子どもたちの健全な育成を図るため、未決定が生じている校区において、この補助制度を活用し、民設民営児童クラブの整備・運営を行う事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集します。

なお、この補助制度は、児童クラブ事業にかかる部分の補助金であり、児童クラブ事業以外の多様なサービスや多様な活動は補助対象となりません。

【参考】出雲市 児童クラブの状況

【公設児童クラブ】

- 箇所数：41クラブ
- 運営方式：公設民営（各地区運営委員会へ運営委託）
※運営委員会構成：自治協会、民生児童委員、学校関係、PTAなど
- 対象児童：出雲市に住所を有する保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の小学校就学児童（全学年（1～6年生）が対象）

【民設児童クラブ】

- 箇所数：9クラブ
- 運営方式：民設民営（社会福祉法人等に運営費補助金を交付）
※9クラブ中、8クラブは、市内の社会福祉法人が運営。

【入会児童数（人）】（5月1日現在）

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
2,387	2,497	2,516	2,542	2,645	2,653

2 提案条件

(1) 提案内容

- ・民設民営児童クラブ（事業者が設置し、運営する放課後児童健全育成事業）の施設の整備及び運営についての提案であること。
 - ・施設の整備については、建物の改修や新築であり必要に応じて出雲市の補助制度を活用すること。なお、この補助制度は、市の予算の成立を前提としており、当該予算の議会での可決・成立が必要であることを予め了承のうえ提案を行うこと。
 - ・施設を整備する場合、着手の時期は、令和8年12月23日以降の予定である。
- ※「4. 整備・運営にあたっての補助制度」参照。

(2) 開設時期

令和9年4月1日

(3) 開設場所

神戸川小校区

※以下のページから小・中学校区図をご覧ください。

https://gis4.city.izumo.shimane.jp/alandis/menu_gis/#08

※今後の運営の参考に添付の「(参考添付1) 神戸川小学校区の状況」もあわせてご覧ください。

(4) 入会対象児童

原則、開設場所の校区の児童を対象とする。ただし、送迎を実施する場合など、校区外の児童を対象とすることも可能とする。

3 応募条件

(1) 応募者の要件

市内で事業を行っている者または市外で保育所(認定こども園を含む。)や児童クラブを5年以上運営している者であって、以下の①～⑧の条件を全て満たすこと。

- ① 出雲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年出雲市条例第53号)に規定する基準を満たし、法第34条の8第2項に規定する届出を市長へ提出して行うもの(市の補助制度の補助対象者として決定後、令和9年2月末までに事業開始届を出雲市長へ届け出ること)
- ② 出雲市による指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。(契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者に該当しない者)
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- ⑥ 市税等（出雲市税、出雲市の分担金、負担金、使用料及び手数料等）について、滞納がないこと。
- ⑦ 社会保険料の滞納がないこと。
- ⑧ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（２）提案事業の条件

以下の条件をいずれも満たしていること。

※詳細については、添付の「（参考添付 2）出雲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を参照すること。

① 施設・設備

- ・出雲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令等を遵守すること。
- ・専用区画（プレイルームや学習室といった遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画）において、児童 1 人につき、1. 6 5 m²以上の有効面積を確保すること。
- ・応募時点で、放課後児童健全育成事業を実施する施設の確保は必要ないが、補助金の交付決定後、民設民営児童クラブ開設前日までの間に施設の整備を完了すること。
- ・施設については、所有又は賃貸借等（賃貸借、使用貸借、地上権などにより、法的な占有権限があること）とすること。

② 開所日数および開所時間

- ・開所日数については、1 年につき 250 日以上開所すること。
- ・開所時間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、開所すること。

①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業：1 日につき 8 時間

②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業：1 日につき 3 時間

※小学校の休校日（長期休業期間以外の運動会等の行事の振替休日等）に対応した開所ができるようにしてください。また、感染症等による学級閉鎖等の場合は、児童の安全面や健康面に配慮した開所ができるようにしてください。

※災害時等の臨時休所・利用自粛については、原則、小学校に準じて判断してください。

【参考】公設児童クラブの開所日及び開所時間

●開所日：月曜日～金曜日、土曜日

●開所時間：放課後 下校時～18：00 土曜・長期休業 8：00～18：00

※日曜、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）は休所します。

※土曜日の開設については、各児童クラブによって異なります。

※一部の児童クラブでは、18：00～18：30までの時間延長（有料）があります。

③ 支援単位と児童数

- ・ 1 支援単位の児童数は、おおむね 40 人以下とする。
- ・ 1 支援単位の児童数が 10 人未満の場合は、市の補助制度（出雲市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱）の対象外となるので留意すること。

④ 対象児童

入会対象となるのは、原則として次の(i)～(iv)のすべてを満たす児童とする。

※公設児童クラブに準じます。

- (i) 出雲市に住民登録していること（転入予定も含む）
- (ii) 児童が小学校に就学していること
- (iii) 保護者（父母）及び同居する祖父母等の親族（75歳以上、18歳未満を除く）に次の事由があること（※同居とは、住民票上の世帯にかかわらず、同一住所地番に住む場合とします。）
 - ・ 就労 ・ 求職活動（90日以内に就労すること）
 - ・ 出産・産前休暇・産後休暇
 - ・ 技能習得・就学
 - ・ 疾病・障がい等
 - ・ 親族の看護・介護
 - ・ 災害復旧従事
- (iv) 児童クラブ保護者負担金に滞納がないこと

※小学校が長期休業中のみなどの短期間の利用も可能とします。

※入会児童の募集・選考・決定は、事業者の負担において実施してください。また、校区内の公設児童クラブや他の民設児童クラブと連携しながら調整を行ってください。

※年度途中の入所については、空き状況により各事業者で入所の可否について判断してください。

※例年、民設児童クラブの入所申込を公設の児童クラブよりも早く設定していただいています。（入会を希望する児童の保護者は公設児童クラブ又は民設児童クラブのいずれか一方に申込みを行います。民設児童クラブが定員超過となった際、市クラブに改めて入会申請ができるよう、市クラブの申込期限（12月上旬）より前に仮の結果を保護者へお知らせできる審査スケジュールの設定をお願いします。）

※予算の成立以前のため、12月22日までの申込については、あくまでも仮申込みの扱いとし、予算が成立した場合に正式な申込みとして扱ってください。

[参考] 公設児童クラブの入所までの流れ

- 10月下旬 : 周知（広報いずもや市ホームページに掲載）
- 11月上旬～12月上旬 : 申込受付（各クラブに申請書、就労証明等の添付書類を提出）
- 12月下旬～2月上旬 : 審査（各クラブで入会要件等の審査）
- 2月中旬 : 入会決定
- 3月中 : 入会説明会（各クラブで実施）
- 4月1日 : 受入開始

※公設児童クラブで希望者全員の受入ができない場合は、民設児童クラブでの受入ができないか調整させていただくことがあります。

⑤ 職員について

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。

※ただし、そのうちの1人を除き補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)とすることも可能。(一人は放課後児童支援員の配置が必要)

〔参考〕放課後児童支援員とは

保育士、社会福祉士、教諭、2年以上の児童クラブ業務の従事経験者などに該当する者であって、都道府県または指定都市が行う認定資格研修を修了したもの(やむを得ない場合のみ未修了者の配置についての特例もあります。)

事業開始までに、事業運営に必要な支援員数を確保できるよう、必ず認定資格研修を修了してください。

〔参考〕島根県放課後児童支援員認定資格研修

※詳しくは、県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/houkagojidoshienin.html>

<申込み締切>

【オンライン②(12月～2月開催分) 締切】

令和8年11月9日

⑥ 保護者負担金について

公設児童クラブの保護者負担金を参考に、事業者で設定すること。

- ・保護者負担金(基本の開設時間に係る額で、入会者全員を対象に徴収するもの)
- ・基本の開設時間以外の負担金(延長利用など、入会者の一部から徴収するもの)

※保護者負担金とは別に、保護者から「施設整備積立金」等を徴収することも可能です。(ただし、補助制度の補助対象外経費として取り扱います。)

〔参考〕公設児童クラブの保護者負担金

月額負担金 7,000円/月

延長負担金 100円/10分

※別途、おやつ代(月額3,000円程度)を徴収しています。

※民設児童クラブの保護者負担金については、各クラブにご確認ください。

⑦ 保護者負担金の助成制度について

生活保護、非課税世帯について、保護者の負担軽減を図るため、公設児童クラブの減免制度と同様の基準で、市が、保護者負担金の助成を行っており、（保護者が保護者負担金を民設児童クラブに納入後、市が、保護者に対して助成金を支払う。）このことについて、保護者に対する制度の周知等について協力すること。

なお、民設児童クラブでも要件の確認が可能な、同一世帯から2人以上入会している場合の最年長者を除く児童の減免については、市の減免制度（1,000 円の減免）を踏まえて各事業者で設定すること。

[参考：助成の要件及び助成の額]

助成の要件	助成対象児童	助成額【月額】
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入会児童全員	7,000 円
市町村民税所得割額が0 円の世帯	① 1 人入会世帯の児童、2 人以上入会している世帯で最年長の児童	1,500 円
	② 2 人以上入会している世帯で次に年長となる児童	2,000 円
	③ 3 人以上入会している世帯で①及び②以外の児童	3,000 円

※保護者負担金(月額)が7,000 円に満たない場合、その差額を事業者による減免又は免除額とみなす。

※事業者が申請者に対し保護者負担金の減額又は免除を行う場合は、その額を助成金額から控除するものとする。

※助成金額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

⑧ その他

- ・開所後10 年以上運営を行うように努めること。
- ・市と連携を取りながら、児童クラブを運営すること。
- ・提案書に記載した事項は、補助対象者の決定を受けた場合、実施するよう努めること。

4. 整備・運営にあたっての補助制度

児童クラブを整備・運営するにあたっては、以下の補助制度があります。なお、補助制度は、市の予算の成立を前提とします。

※詳細は、添付の「(参考添付3) 出雲市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付要綱」、「(参考添付4) 出雲市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱」、「(参考添付5) 施設整備補助金積算シート」、「(参考添付6) 運営費補助金積算シート」をご確認ください。

(1) 施設整備に関する補助金

①概要

「出雲市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、施設整備に係る経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、事業者の決定後に別途説明します。

[補助金額]

補助対象経費に係る実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に補助割合を乗じて得た額とする。

※主な補助メニューのみ掲載

(下表の補助メニューのほかに本体工事費、備品購入費の補助メニューもありますが、今年度中の実施が難しいため掲載していません。)

種目	補助基準額	補助対象経費	補助割合
①改修費 設備整備・修繕費	12,000 千円	放課後児童健全育成事業を新たに実施するための環境整備に必要な改修費(耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。)と改修を行った場合の設備の整備・修繕及び備品の購入費	10/10
②外構工事費	2,000 千円 (条件により 加算あり)	門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に必要な工事費又は工事請負費	

※国の交付要綱の改正等に伴い、補助基準額等は変更となることがあります。

※土地・建物の買収又は整地に要する費用のほか、整備費として適当と認められない費用は、補助対象外経費となります。

②留意点

- ・施設整備の着手は、市への補助金交付申請後に行うこと。
- ・その他の留意事項については、添付の「(参考添付5) 施設整備補助金積算シート」内のQAを参照すること。

(2) 運営に関する補助金

「出雲市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱」に基づき、児童クラブ事業の運営に要する経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、事業者の決定後に別途説明します。

[補助金額]

以下の表の区分に掲げる事業ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

※主な補助メニューのみ掲載（1支援単位あたり）

区分	補助基準額(年額)		補助対象経費
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業（運 営 費）	【常勤の支援員を 2 名以上配置した場合】 ●基本額 ※児童数に応じて以下の金額 4,855,0000 円～7,495,000 円 ・開所日数加算 (年間開所日数－250 日)×31,000 円 ・長時間開所加算（平日分） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000 円 ・長時間開所加算（長期休暇等分） 1 日 8 時間を超える時間の年間平均時間×362,000 円		事業の実施に必要な経 費※飲食物費を除く
	【支援員、補助員を配置した場合】 ●基本額 ※人数に応じて以下の金額 2,776,000 円～5,416,000 円 ・開所日数加算 (年間開所日数－250 日)×23,000 円 ・長時間開所加算（平日分） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×495,000 円 ・長時間開所加算（長期休暇等分） 1 日 8 時間を超える時間の年間平均時間×223,000 円		
小 規 模 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 支 援 事 業	735,000 円		児童数 10～19 人以下の クラブにおける 2 人目以 降の職員に係る人件費
障 が い 児 受 入 推 進 事 業	障がい児 1～2 人の受入れ：2,352,000 円		職員の加配に係る人件 費
送迎支援事業	613,000 円		バス等送迎業務委託費、 車輛に係る燃料費
障がい児受入 強化推進事業	●障がい児 3 人以上の受入れ 2,352,000 円(障がい児受入推進事業に加える)		職員の加配に係る人件 費
	●医療的ケア児の受入れ	・看護職員等を配置 4,061,000 円	職員の配置に係る人件 費、受入れに必要な経費
		・看護職員等が送迎 支 援 等 を 実 施 1,353,000 円	職員に係る人件費、バス 等送迎業務委託費、補助 事業者が所有する車輛 に係る燃料費

※国の交付要綱の改正等に伴い、補助基準額等は変更となることがあります。

※開所時間としてカウントできるのは、基準通り職員を配置している時間帯で、児童の受入が可能な時間です。保護者等に周知している開所時間中は、職員の配置基準を満たしている必要があります。

※スポーツクラブ、塾その他公共性に欠ける事業については、補助の対象となりません。

(3) その他 [参考]

以下の国の補助メニューについて、令和9年度から市においても追加することを検討しています。

対象クラブ	国の補助基準額	補助対象経費	交付金額
新たに建物賃借料を支払うクラブ	3,444 千円	放課後児童健全育成事業を民家・アパート等を活用して、平成 27 年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料	補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額

※市の基準額は、今後検討します。

5 応募手続

(1) 応募の流れ

内 容	期 間 等
①募集要項の公表（質問受付開始）	令和8年9月1日（火）から
②質問書の提出 ※質問がある場合	令和8年9月8日（火）午後5時まで
③質問回答日	令和8年9月10日（木）午後5時まで
④参加意向確認	令和8年9月14日（月）午後5時まで ※同時に「同意書」等をご提出いただきます。
⑤応募期限（応募書類提出期限）	令和8年9月30日（水）午後5時まで
⑥一次審査（書類審査）結果通知	令和8年10月1日（木）（予定）
⑦二次審査（審査委員会／ヒアリング等を実施）	令和8年10月5日（月）午前中（予定）
⑧審査結果通知	令和8年10月上旬（予定）

(2) 募集期間（応募書類提出期限）

募集期間：令和8年9月1日（火）から令和8年9月30（水）まで

※応募の意向がある場合は、事前に末尾担当まで、電話にてご連絡ください。

(3) 質問受付

【提出方法】

- ・質問書【様式1】に質問事項を記入のうえ、末尾担当まで郵送、電子メール又は持参により提出してください。
- ・持参する場合にあっては、土・日曜日及び祝日を除く平日の8時30分から17時までとします。
- ・電子メールで送信される場合には、末尾担当まで受信確認の連絡をお願いします。

【回答方法など】

- ・質問者に対し、随時、電子メール等により回答します。
- ・「質問と回答」については、広く周知する必要があると考える場合、市ホームページで掲載（公開）することがあります。

(4) 参加意向確認書及び同意書等の提出

審査に関する日程調整等を事前に行う必要があることや、確認に時間を要することから、「提出書類一覧【別紙1】」に記載の「応募関係書類」の提出を決めた時点で、必ず「参加意向確認書【様式2】」及び「同意書【様式3】」（役員名簿等も含む。）を末尾担当まで郵送、電子メール又は持参により提出してください。

※参加意向確認書を提出後、事情により応募されなくても、不利益な扱いを受けることはありません。

※同意書に記載された個人情報については、子ども政策課で適正に管理します。

【提出期限】令和8年9月14日（月）

(5) 応募関係書類の提出

「提出書類一覧【別紙1】」に記載の応募関係書類一式を末尾担当まで郵送又は持参により提出してください。

【提出期限】令和8年9月30日（水）

(6) 審査

① 一次審査（書類審査）

一次審査では、応募資格や「応募関係書類」の記載内容について確認審査を行います。一次審査通過者についてののみ、次の「二次審査」を行います。

② 二次審査（審査会／ヒアリング）

二次審査では、審査会を開催し（非公開）、「応募関係書類」及びヒアリングによる審査を行います。

- ・審査は【別紙2】の評価項目（審査視点）に基づき総合的に行います。
- ・審査会の開催日時等は、一次審査通過連絡に合わせ、別途お知らせします。

【ヒアリング（プレゼンテーション）について】

- ・上記の審査委員会において、ヒアリングを行いますので、一次審査通過者は必ず出席してください。
- ・一次審査通過者は、ヒアリングにおいて応募に関するプレゼンテーションを希望することができます。

- ・ヒアリング時間は、最大45分間程度で、20分程度のプレゼンテーションを含みます。(予定)
- ・ヒアリングへの出席は3名以内とします。(出席者氏名、プレゼンテーション希望の有無を【様式4】申込書の下部に記入してください。)
- ・ヒアリング時(プレゼンテーションを含む)に使用する資料がある場合は、応募者自身で必要部数を用意してください。なお、ヒアリング時の資料は、審査会開催の前日までに末尾担当係まで提出してください。
- ・ヒアリング(プレゼンテーションを実施する場合はプレゼンテーションも含む)のほか、場合によっては、既存施設や建設予定地等の現地視察を行うことがあります。

③ 審査結果の通知

審査の結果は、応募者に書面で通知します。

6 費用負担

応募に要する全ての費用は、当該応募者の負担とします。

7 応募資格の取消等

次のいずれかに該当した者は、応募を取り消し、選定の対象から除外します。また、決定後であっても、次の②～④のいずれかに該当することとなった場合は、当該決定を取り消すものとします。

- ① ヒアリング等の審査に出席しなかったとき。
- ② 応募資格のいずれかに違反したとき。
- ③ 提出書類等の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

8 お問い合わせ、書類等の提出先

担当：出雲市 子ども未来部 子ども政策課 児童クラブ係 担当：江角

住所：〒693-8530 出雲市今市町70番地

電話：0853-21-6131

電子メール：kodomom@city.izumo.shimane.jp